

第三十八回国会 衆議院 地方行政委員會議録第二十五号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

委員 岩三君 理事田中 榮一君

理事中島 茂喜君 理事丹羽喬四郎君

理事吉田 重延君 理事太田 一夫君

理事川村 継義君 理事阪上安太郎君

小澤 太郎君 大沢 雄一君

飯谷 忠男君 久保田田次君

田川 誠一君 富田 健治君

永田 亮一君 前田 義雄君

佐野 憲治君 二宮 武夫君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席國務大臣

自治 大臣 安井 謙君

出席政府委員

自治政務次官 渡海元三郎君

自治事務官 奥野 誠亮君

自治事務官 (財政局長) 後藤田正晴君

自治事務官 (稅務局長) 後藤田正晴君

委員外の出席者

自治事務官 川村 継義君

自治事務官 (大臣官房調査官) 大村 襄治君

自治事務官 鎌田 要人君

自治事務官 (稅務局長) 山本 力蔵君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

参考人 森川 武門君

四月十九日

委員亀岡高夫君辞任につき、その補欠として福永一臣君が議長の指名で委員に選任された。

四月十九日

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村継義君外九名提出、衆法第二六号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六二号)

後進地域の開發に關する公共事業に關する國の負担割合の特例に關する法律案(内閣提出第二三七号)

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村継義君外九名提出、衆法第二六号)

○濱田委員長 これより會議を開きます。

昨十九日本委員会に付託となりました川村継義君外九名提出、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

る法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十八・五」を「百分の三十」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の地方交付税から適用する。

理由

地方財政の現状にかんがみ、地方交付税率の引上げによって交付すべき交付税の配分を適正にし、地方団体の財政力を充実する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約百八十三億円の見込みである。

○濱田委員長 まず提出者より本案の提案理由の説明を求めます。川村継義君。

○川村(継)議員 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府は、所得倍増計画を策定し、経済の高度成長を期待しつつその第一年

次に当たる予算を編成し、公共投資、社会保障制度の拡充をうたい上げる政策を実施しようとしています。従って、本年度は、新道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業を始め、各種公共事業や社会保障制度の施策に伴う地方団体の所要経費及び地方公務員の給与改訂の平年度化等により増加する給与費等に十分なる財源を確保する必要があります。

また本年度は、国税三税及び地方税の増収も相当に期待できるのでありますが、それは地方団体によって大きな格差があります。毎年度地方財政上の問題となっており、住民の税外負担の解消、後進地域開發に必要な財源確保及び財源偏在に伴う財源調整の問題等を解決するには、地方行政財政制度に幾多検討を加える必要があるものと考えられるのでありますが、産業基盤の整備をはかり、行政水準の向上と地域の格差を解消するには、当面、地方交付税の交付税率を引き上げることに

よって、交付すべき交付税の配分を適正にし、急速に、地方団体の財政力を充実することが緊要と考えるものであります。

以上の趣旨によって、交付税法第六條の税率を三〇％に改正して交付税額を増額するため本法案を提案いたしましたのであります。慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

○濱田委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。本案に關する質疑は後日に譲ることといたします。

○濱田委員長 次に、後進地域の開發に關する公共事業に係る國の負担割合の特例に關する法律案及び地方財政法の一部を改正する法律案、以上の兩案を一括して議題といたします。

兩案に關する質疑は前会において終局いたしました。

これより討論に入る順序であります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、後進地域の開發に關する公共事業に係る國の負担割合の特例に關する法律案について採決いたします。

○贊成者(起立)

○濱田委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

○贊成者(起立)

○濱田委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

○贊成者(起立)

に關する法律案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、本動議の趣旨説明を求めます。前田義雄君。

○前田(義)委員 三派共同提案にかかると後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律案に対する附帯決議の趣旨説明を行ないます。

まず附帯決議の案文について朗読をいたします。

本法の施行にあたり、政府は、本法の意図する地域格差の是正を達成するため、それぞれの適用団体における開発が総合的效果をあげ得るよう配慮するとともに、開発指定事業の決定に際しては、とくに左記事項の実現をはかるべきである。

一、災害関連事業並びに海岸保全施設整備事業及び湖岸堤防整備事業については、事業費の額による制限を加える場合においても、その額は最小限度に止めること。

二、河川事業については、小規模河川改修事業をも対象事業とする。

三、砂防事業、治山事業及び地すべり対策事業については、適用河川水系及び準用河川水系にかかるとのをすべて対象事業とすること。

右決議する。
以上述べました案については、各委員より十分御意見が申し述べられて、互いに了解するところと考えられますので、この際全員の御賛同をお願いいたします。存じます。

げたいことは、本事業配分につきましても、政府はその団体の実情に即するよう特別に考慮をしていただきたい。また事業費の額による制限、対象事業等につきましても、国の負担については、いろいろ論議の過程において政府の考へておられるところは推察できるのでありますが、私どもとしては後進地域の開発はできがたいものと考えられるのでございます。特に国の負担について増額を十分に配慮して、互いに、意見の交換のときになさいましたような額でなく、十分な国の負担を配慮せられるよう、この際特につけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○濱田委員 以上をもちまして趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱田委員長 起立総員。よって、本案は附帯決議を付することに決しました。

この際委員長として、私から本附帯決議について政府当局の御所見を求めたいと思ひます。

特にただいま前田委員から趣旨説明のありました点でもありますが、本附帯決議の特に第一項にあげてあります災害関連事業等の事業費の額による制限についてでございます。これまで本委員会でも審議の間において最小限度の額につきましても、あるいは三千万とか少くとも五千万とかいような、各委員からの強い要望が出ておりましたので、特にそういう点について自治大臣からも御所見をこの際承

りたいと思ひます。

○安井國務大臣 本法律案に対し、ただいま附帯決議が議決されたのであります。本法案の質疑の過程におきましては、この精神、内容につきましても始終御問答をいたしておりました。また決定されました決議案の御趣旨につきましても、私ども十分にその趣旨を尊重いたしまして、極力実現に努力するようにいたしたいと存じております。

○濱田委員長 次に、お諮りいたします。

すなわち、ただいま議決をいたしました両法律案に關する委員会報告書の作成に關しましては、先例により委員長に御一任をお願いしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。午後一時より再開することとして、これにて休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後二時十四分開議

○濱田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案に關して参考人より意見を聴取することといたします。本日御出席の参考人は、全国町村会会長山本力蔵君、全国農業協同組合中央会参事森川武門君、以上のお二人であります。

参考人各位には、非常に御多端のところ、本委員会の法律案審議のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。地方税法の一部を改正する法律案につきましても、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせ願えればまことに幸いに存じます。

なほ参考人の御意見は、初めにそれぞれ二十分程度にとりまゝと御発表をお願いをいたしまして、次に委員諸君よりの質疑によりお答えをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○山本参考人 私、全国町村会長の山本でございます。本日、本委員会におかれましては御審議中の地方税法の一部を改正する法律案につきまして、参考人としての意見を求められましたので、簡単に意見を申し上げます。

結論から申し上げますと、御審議中の法律案につきましては、すでに國の税制調査会の答申が昨年末に行なわれまして、大体その趣旨を尊重されております。以来政府並びに自民党におかれましても、相当長い間慎重に御審議されておられたのでございます。私どももいたしましては、非常に町村に至大な関係のある法案でございますので、一刻も早く原案通り御決定をいただきたいというのが結論でございます。

しからば、その内容について申し上げますと、今回の改正法律案の趣旨には、地方税制の主体を強化するためには、國稅改正の影響が自動的に地方税

に及ばないような措置がとられまして、住民税の課税方式の改正が行なわれていたことはまことにありがたいことと存じます。心から賛意を表するのでございます。また國稅の減税に對応いたしまして、できる限り減税を行なうことを建前として、大衆負担の軽減合理化のために、遊興飲食税、電気ガス税等の軽減措置が行なわれたいことになっておりますが、これらにつきましても、従来私どももいたしましては、地方税の改正は、現在におきましても、國、地方を通ずるところの税源の配分あるいは税制の根本的改正が審議中でございますので、この過程におきまして、一部こういう市町村の固有の財源を減らすということにつきましては忍びないことと存じて、実施を全面的改正まで見送つていただきたいというのを希望したのでございます。その後のそれぞれの御審議の結果におきまして、住民の税負担の軽減、國稅の減税と呼応して零細な地方税を減免するという御趣旨でございますので、今回はこの点につきましてもやむを得ないことと同意をします。

遊興飲食税の問題につきましては、知事会等におかれましても、今回の改正にはやむを得ずやはり同意をしておるものと存じます。ただここで、当初に申し上げましたが、現在ではすでに國の予算も決定いたしましたし、地方自治体の予算も決定しておりますので、これらに重大な影響がありますところの地方税法の改正案が、四月末になりましてもいまだ御決定をいただかないということは、われわれ自

治体といたしましては非常に心配しておるのでございます。当初申し上げました通り、ぜひとも一日も早く原案通り決定していただきたいと存するわけでございます。

次に意見を申し上げさせていただきます。たいと存じますのは、地方財政の現況が非常によくなったというのを申し上げておりますが、特に町村の行政水準はそれほどにはまだ参っておりません。地方自治の機能を十分に發揮するには、ほど遠い現況にあるのでございます。特に文教施設、道路、住宅、環境衛生施設、社会福祉等の諸施設はきわめて低水準にございます。住民の福祉の向上を期するためには、地方税源を充実し、地方財源の確立をはかることが緊要でございます。目下の点に關しまして税制調査会においても、国、地方間の税源配分の適正化を審議することになっております。これらの結論が出来ると思ひますが、私も、この結果と相俟って今後私どもの期待する税制改正が行なわれますように望んでおるのでございます。

さらに今回の改正に關係でございます。住民税でございますが、一般の国等におきましての税収は、所得税等の増加が非常に多いのでございます。けれども、ことに町村におきましては、住民税というものは、所得税の減税に伴いまして年々減少しております。例を私の町にとりまして、昭和三十一年度の町民税に比較いたしますと、三十五年の実績におきましては九四〇分、一般は相当伸びておるのでございますが、だんだん減っております。しかも事業所得者等の納税義務者の数も非常に減少しておる。従って給与所得

者と事業所得者の負担のアンバランスがだんだんできておるといふような傾向にございます。また同じ事業所得者のうちでも、青色申告者と白色申告者とのアンバランスが目立っております。でございます。私も、たいと存じます。町村という狭い地域社会の中だけに、住民相互間の負担が不均衡であるというところは耐えられないところでございます。われわれはかねてよりこういう意味におきまして、青色申告者の専従者控除の拡充は住民税に適用されないことを強く要望しておるのでございます。いわんや、今回の所得税の改正によりまして、白色申告者の専従者の控除が行なわれることになりましたが、今回の地方税法の改正におきましては、この影響を住民税に及ぼさないような遮断の措置をとっていただいたいというところがございます。私も、非常

に当を得たこととして感謝しておるのでございます。けれども、御審議の今までの過程におきまして、白色申告の専従者控除を住民税に及ぼせ、特に農村の農民の納税の現況からいまして及ぼすべきだといふような御意見があったように伺うのでございます。私もたいと存じます。自分の町村の住民の負担を軽減するということにつきましては、やぶさかでないのでございますが、しかし住民税の現況からいまして、市町村の税は固定資産税と住民税でございます。ところが最近の税法におきましては住民税はだんだん減って参ります。かりに白色申告の専従者の控除を住民税に及ぼすとすれば、私の町でかりに算定してみますと、農業所得者の所得といふものは、全体の数からいきますとほとんどゼロ

にひとしいことになりまして、従ってこの農村部面におきましては、住民税といふものはほとんどないにひとしい形態になると思ふのでございます。住民の税を軽減したいという気持はわかりますが、われわれの自治体といたしましては、国と違ひまして住民からのいろいろな強い要望がございます。現在の住民は住民税の八割くらいの税外負担をしております。昭和二十四年に本町村会におきまして税外負担の実際の調査を行ないましたところが、大体住民税の八割に相当する税外負担を行なっております。昭和三十四年度で推定百二十五億の税外負担を町村だけで行なわれておるのでございます。こういう状況から見まして、現在の段階におきまして住民税を存続させるならば、白色申告の遮断といふことは私は当然だと存するわけでございます。こういう点で、特に白色申告が住民税に影響を及ぼさないといふことは、今後におきまして十分お考えを願いたい、かように考えるわけでございます。

次に、地方税の減税は、従来地方財政の実情を見きわめることがなくて、場当たり的に行なわれてきた傾向がございます。しかもその減税は財政力の貧弱な町村にしわ寄せされる傾向がきわめて多いのでございます。従いまして、今後はよく住民負担の実情及び地方財政の実態等を深く見きわめていただきまして、体系的な納税のいくようなやり方で行なうていただきたい。地方団体に減税の余地ありという観点より減税が行なわれて参ったのでございますが、実際の現況は、町村におきましては超過課税を行なっております。

さらに先ほども申し上げました通り、PTA、土木事業その他に關する税外負担をかけております。地方税、特に市町村の税の減税を行なうならば、これらの税外負担をまず解消するということが最も大事なことであらうと思ひます。現在町村におきましては住民の要望が非常に多いのでございまして、なるべく税負担の軽減は望んでおりますけれども、それよりも強いのは、住民が望んでおる最低必要な施設を多少負担は出しても作ってもらいたいということでありまして、その例は、私も自分の町におきまして、こういう立場におりますので、税外負担を極力押えておるのでございまして、本年度ごく最近、私の町は利根のほとりでございますが、子供が利根川等で水泳いたしました相当地死者がでるので、プールを作ってもらいたいといふことで、町に要求が昨年ありましたが、現在の財政ではできないといふことを申し上げましたら、一週間ほど前に百四十万の寄付を持って参りまして、これをもつてぜひ作ってくれたいといふ強い要望がございまして、さういふ意味におきまして、最低必要な施設といふものに対しては住民は進んで負担を納めるというのが現在の町村の財政事情では常態でございます。

次にお願いしたいと存じますのは、現下の税制で住民税、固定資産税、電気ガス税等におきまして、非課税の措置が非常に多く、この金額も莫大でございます。今回の住民税の改正におきまして、非課税措置の整理統合はかられましたことはまことに時宜を得たことで、ありがたいことと存じます。

す。今後におきましても、引き続き固定資産税、電気ガス税等についての非課税規定の整理合理化を進めていただきたいといふことをお願いする次第でございます。なお、法人税の非課税規定の整理合理化でございますが、これにつきましてもいろいろ御意見があると思ひますが、いわゆる公益法人といは、他の法人と同様に当然課税してよいもの、かように考えておるのでございます。

次に、地方公共団体の行政内容はきわめて複雑多岐でありまして、財源特に自主財源がきわめて貧弱でございます。特に町村におきましては、年々歳入に対して税の占める比率が下がって参ります。三十四年度の実績によりますと、三十三年度に比較いたしますと、やはり相当下がっております。ここで特に今後の町村が大きな課題を持っておることでございます。現在国が最も重点的に考えておりますところの、農業基本法を作りまして新しい村作りを行なうといふ問題でございますが、これはあげて町村が物心両面の努力をしなければできない問題でございます。従いまして、今後これらの財政需要は非常に大きい。現在私の町で例を申し上げますと、繰り算はわずか一億二千くらいでございますが、産業経済費が一億二千万円でございます。大体住民税と同額くらいでございます。その総金額のうちの二百八十万が営業者に回っておりますが、その他は全部農村に対する補助金その他でございます。しかも営業者二百八十万のうち二百八十万は融資に

対する預託でございますから、実際は

営業の方には八十万くらいでございませう。その他はほとんど農村地帯の経費でございませう。たとえば今度私どもは新しい村作りのために――農協がきわめて貧弱で、五つの農協がございませうが、すでに二つが数年前に破産に類しましたので、再建整備でこれに町から利子補給いたしました。立ち直っておりましたが、今後新しい農村の近代化をはかり、りっぱな自活農家を作ると同時に、共同化、協業化をはかるためには、農協を統合して、りっぱな農協を作らなければならぬという立場におきまして、二、三年前から合併を推進しておったのでございませうが、なかなかできません。最後に町が物心両面の配慮をし、今後の育成に努力するというところであります。大体これの再建のためには町は一千五百万、実際はいろいろ問題がございませうが、助成を行なうて、そうして合併するというところにございませう。三月の十五日に決議いたしました。五月から発足するということになっております。農協の合併とか、あるいは団地養鶏施設に対する利子補給、また養豚の共同経営、これらの施設に対する利子補給とか、土地改良に対する利子補給、こういうのは地方財政計画で町に認めておらない分でございませう。また三十四年度の私どもの実績といたしましても、産業経済費は都市に比較いたしましたら、私ども町村の方がはるかに多くなっております。これを見ますと、町村の農業方面の助成に対する金額が多いという意味でございませう。こういう点で町村におきましては今後新しい村作りに対する財政需要がたかさんでございませう。従って私は、農民といたしまして

も、多少の税はがまんするから、むしろこういう点は町は大いに物心両面の努力をしてくれ、援助をしてくれということが農村の実情でございませう。こういう点につきまして、今後税制改正等の際には十分考慮していただきたいと存する次第でございませう。

幸い國、地方を通じて税源配分の適正合理化をはかりつつ地方税制の根本的な検討を行なうということが税制調査会の今後の日程に上っているのではありません。この場におきましても、私どもは地方財政の確立、自主性の確立ということにつきまして十分お願いしたいと存しますが、今後政府、国会におかれましても、地方の行政水準の引き上げをはかり、特に農山漁村の経済開発、振興のために強力なる促進方を願う次第でございませう。

まことに要領を得ないと存じますが、以上をもちまして御審議中の本案に對しまして、御賛成するばかりでなく、一刻も早く成立をお願いをしまして、私の公述を終わりたいと思っております。(拍手)

○濱田委員長 どうもありがとうございます。ありがとうございました。

○森川参考人 お願いいたします。

次に森川参考人にお願います。森川でございませう。今般の地方税法の一部改正にあたりまして、私は住民税につきまして税を納める農業者の立場から、次に住民税と事業税につきましても、農業協同組合、漁業協同組合、森林協同組合、生活協同組合等の非営利団体、特殊法人の立場から意見を申し上げたいと存じます。最初の農業者の立場からする地方住民税のこととございませうけれども、今

回の国税、地方税を通ずる税法の改正のもとになりました税制調査会の答申によりまして、個人事業者の家族労働報酬の取扱いは改正いたしまして、白色申告に新たに専従者控除を認めるといふことになりました。国税におきましてはこれが必要経費といふことにはなりませんでしたが、専従者控除という形で減税が認められたのであります。この趣旨は、農業等個人事業において、特別な青色申告のような記帳をしておらなくとも、家族労働に対する報酬、給与といふようなことから、すなわちこれは肥料代や農業代と同じように、農業経営上必要な経費であるといふ点を、その本筋を認めたものでございませう。従って、国税でそういうような考え方で専従者控除が行なわれますれば、当然地方税におきましても、その筋を通して控除をすべきであるといふふうにならなければ考へておるのであります。従来青色申告ばかりを非常に優遇しておた。そして白色申告に對しては非常に不利であつたといふようなことから、御承知のようにいろいろ知恵をめぐらして擬装法人を作る。法人になれば非常に有利であるからといふことで、擬装法人を作るということが非常に多かつたのでございませう。そういうような税をのがれるために擬装するといふことは非常に好ましくないこととございませう。私どももいたしましては、記帳するせぬといふことの前に、税といふものに対して本質的な考え方を明確にすべきである。すなわち国税、地方税を通じて専従者控除といふものをぜひ実現すべきであるといふことを、農業団体を通じて中小企業団体が長年にわたつて主

張してきたのでございまして、これがようやく曲がりなりにも国税において認められたといふこととございませう。そしてまた今回の税制改正にあたりまして、地方税につきましても、事業税については専従者控除を認めておるのでございませう。ところが住民税の所得割につきましてもこれを認めないといふことは、ただいま申し上げました税の本筋からいまして非常に不合理である。農民に及ぼす影響は非常に重大であるといふふうにならなければ考へておるのであります。ぜひとも筋を通して、国税、地方税を通じて専従者控除を白色申告の場合におきましても認めるべきであるといふふうに私どもは強く信じておるのでございませう。

もしもここで専従者控除を住民税の所得割に適用しないといふことになりますと、税制改正の基本方針である中小所得者の負担軽減といふことには反して、大多数の農家に対しては減税とならずに、かえつて増税となるといふこととございませう。これは非常に看板に偽りがあると申されても仕方がないと思つておられます。最近の税制の改正によりまして、国税は確かに逐次軽減をされてきておるのでございませう。昭和三十四年度の実績では所得税を納める農家は四十万戸でありまして、全体の七割でございませう。その他の大多数の農家は所得税ではありません。しかしながら大多数の農家といえども、地方税あるいはその他の公租公課といふような負担は年々多くなつておるのでございまして、現在の大多数の農家の租税なり諸負担の比率を見ますと、これは昭和二十四年の農家経済調査でございませうけれども、全体を一

〇〇％といたしますと、国税は五三・七％、地方税は二四・二％、その他の公課諸負担が二二・一％といふふうになつて、二十四年においては国税のウエイトが圧倒的でありませう。しかし約十年をたつた昭和三十三年になりますと、国税は一一・二％、地方税は四八・七％、公租諸負担は四〇・一％と、国税よりも地方税その他の諸負担が多くなつてきておられます。これをさらに昭和三十四年に見ますと、国税は八・六％、地方税は四九・七％、公租諸負担は四一・七％といふふうになり、逐次ではありますけれども、国税のウエイトが減り、地方税のウエイトが高くなる。こういうような傾向をたどつておるのであります。ところが一方、農地、山林、原野等におきましては、年々評価引き上げが行なわれておるのであります。率はそのまゝになっておつても、評価引き上げが行なわれるために固定資産税が実質的には増税になる。あるいはまた都市近郊におきましては都市計画税の増税といふようなことになりませう。このたびはガソリン税が値上げされるというところから、耕種機やトラクター等の経費につきましても、これは増税になります。こういうようなものを合わせますと、推定いたしましても相当な金額の増税になるのでございまして、ただいま申し上げましたように、いかに所得税におきまして専従者控除を認められても、地方税に及ばないといふことであります。今言いましたような農地、山林、原野等の評価引き上げその他の増税による金額が農家にとつては増税になるといふことは、数字の点からも明らかに

でございます。

それから第二点といたしましては、今回の税制改正によつては、法人、青色申告をなす人及び所得税の有資格者、こういう方たちは確かに大幅な減税を受けることになっておりますが、こういうものの税金を払わない多数の人たちとの負担の不均衡というものは一そう激しくなりまして、いろいろな問題が出てくるわけでありまして、こういうことにつきまして、それぞれ個別に事情を調べてみますと、そういうようなアンバランスの点がはつきりと数字の上で出てくるのでございます。

それから第三点といたしまして、このような地方税の一部改正がそのまま行なわれますと、政府の言つておる所得倍増、農村と都市との所得の均衡というふうなことの趣旨に反していくということになります。もちろん農業の生産性の向上、生産力の増強、その他積極的な施策によりまして、なおまた農家の努力によりまして増収をはかると同時に、減税、税制というふうな面からの負担軽減によりまして農家の所得を向上していくということではなれば、ただでさえも非常に不利な農業、自然的に経済的にいろいろな制約のある農業の他産業との均衡ということはおぼつかないものでございまして、そういう点からいきまして、これは非常に重大であると言わざるを得ないのであります。

それから最初申し上げましたように、税の本筋からいきまして、国税において専従者控除が認められるということになりますれば、当然地方税にもそれが及ぶということは大多数の農家の多年の希望であると同時に、これは

一種の公約というふうになっておるとわれわれは思うのでございまして、今回の地方税改正におきまして、これが国税と遮断されるということになりますれば、これは大きな公約の違反というふうにもなり、農民の期待を裏切ることが非常に大きいとわれわれは言わなければならぬと思うのでござい

ます。以上この観点からいきまして、一つ本委員会において御審議を願つておるこの機会にぜひ税体系の本筋を通していただきまして、国税、地方税を通じては専従者控除を認めるというふう

に改正をされるべきであると考え次第でございます。これに對しましていろいろな反論があるようであります。どうも農業を初めとする個人事業においては、企業と家計の分離が判然としておらぬ、だから専従者控除というふうなことはむづかしいではないか、はつきりと給与、労働というふうに分けにくいではないかというふうなことを言つておられる方もあるようであります。そうして、そういうふうな明確になればこれを認めるにやぶさかではないのだ、現に青色申告においてはそれが明確になっておるからそういうふうな認められておるのではないか、こういうふうな論でありまして、これは何回も申し上げましたように、記帳をしないから引かないのだというふうなことに、その実態の中に厳然としてある事実を目をおおるものでございまして、そういうふうなことは税制をきめる場合においてと

るべき態度ではない。やはりものの実態に目を注いで税制の筋を立てていかなければならぬじゃないかと考えます。そのほか、国税と遮断をする、そして地方税に対する影響を避けるのだというのが今度の課税方式改正の趣旨だという論、あるいはまた町村における納税者の負担の公平の点、あるいはだんだんこういうふうな減税をする

と、村によつては住民税の所得割を納める人がいなくなる、従つてこれはどうしても国税とは関係なくして税金を取らにやならぬというふうな論、こういうふうないろいろな反論があるようでありまして、私も、税制の本質からいつた場合に、すべてこういう考え方は邪道である。そのためにこのところの地方財政の問題は別個の問題である。まず税制について筋を立ててそれを断行する、しかる後に地方財政にいろいろな影響があるのをどう是正していくかということ、別個の問題であるといわれれば考えておるのであります。そうしていかなければいけません。もう一つ筋は立たぬ。地方財政の問題について、たとえば固定資産税の問題をとりましても、大企業が集中しておる地方においては、あり余る税金が入つて、どういふふうなその税金を使うかということ、むだな橋を作つたり、必要のないような公会堂を作つているじゃありませんか。そういうふうな実態です。そして片一方におきましては、税の負担能力のない疲弊しておる者にも、ただいまの理屈で、公平だとか、あるいは住民である以上は税金を納めなければいかぬというふうな形式にとらわれて徴税をやつておる。そしてますますその地方においては疲

弊せる農家を疲弊させていく。こういうふうなことは政治ではない。そのよう

のほどをお願い申し上げたいと思つてでございます。

次に、農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合等の法人としての地方住民税、事業税のことでござい

ます。農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生活協同組合というふうなもの、すでに御承知のように、特に農業協同組合と生活協同組合は、戦前に産業組合という形におきまして一つであつたわけですが、そのときには、これは零細なる農民その他消費者団体の自衛手段としての産業組合であるから、これを育成しなければならぬという点から、法人税を初めとして非課税になつておつたのであります。ところが、戦争が始まりまして税金がかかるようになりまして、しかしながら、戦争が終ればまたもとの非課税に戻すということになつておつたのであります。しかし、情勢も変わつて、現在のところはそうではなくして特殊法人としてそれぞれ税金がかかる建前になつてきておられます。われわれは、ただいま申し上げましたように、その設立の過程からいきまして、現在これらの農協等協同組合のなる零細なる農業者並びに消費者の防衛手段としての性格、それが国民経済の安定、均衡、発展に果たす役割、そしてそれは性格上非営利の特殊法人であるというふうなことからいって、当然国税、地方税を通じて非課税であるべきであるというふうな論議を続け、その主張を続けて要請をしてきております。しかしながら、これはなかなか理解ができないのでございまして、ようやく国税におきましては、農協の場合においては再建整備促進というののからみまし

て、積立金——内部保留が出資払い込み総額の四分の一に達するまでは非課税という特別措置ということで認められてきておるのであります。しかしながら、生活協同組合におきましては、すでに昨年三月で期限が切れておる。農協と漁業協同組合におきましても、整備完了をすればそれはもう期限が切れてなくなることになるのでありまして、私どもはそのような措置の事情は解消しても、措置がとられるに至ったところの、ただいま述べてまいりましたところの、これら各種協同組合の国民経済に果たすところの役割についてはいささかも変わっておらぬ。むしろ農業基本法なりあるいはその他国民経済の発展につれて、この役割はますます大きくなるのであるからして、ぜひ一つ非課税の原則をここで確立していただきたいということも常々も要請をされておるわけでございます。

しかも内容的に具体的に申し上げますと、これらの団体はそのような大きな使命役割をになうからして、法律によりましてまず健全なる経営を維持発展させなければならぬという建前から、財務の強化ということに主眼が置かれておる。出資総額の二分の一に達するまでは、毎年々々その剰余の中から十分の一以上の積み立てをしなればならぬ。それからなお教育活動をやるために、その資金として二十分の一以上を積み立てをしなればならぬというふうなきめられておるのであります。私どもはこのことについては賛成しまして、余裕があればもっとこれを積み立てていきまして、内部保留を厚くして健全経営を拡大強化したいとい

うふうに考えておりますが、そういうような点に対しても、そういうようなことが強調されておるのにもかかわらず、これに課税をするということは、これまで矛盾ではないかというふうな点に、私どもは考えておるのであります。この点については国税におきましても強く主張をしております。しかし地方税におきましては、そういう整理という特別措置とは関係なくして、地方には町村というものと、地方あるいは各種協同組合の組織が、地方に密接でありますからして、そういう措置とは別にそれを育成強化する、そうしてその健全な発達を促すという意味におきまして、現在のところ、払い込み出資総額の四分の一に達するまではその法人に対しては住民税も事業税も、国税とは関係なくして非課税にするということになっておるのであります。しかるに今回の税法の改正におきまして、この四分の一まで云々という非課税の原則を取ってしまつて、国税に現在あるところの整理をやっておる組合に対して、国税において特別措置のある限りこれに準ずる、これを非課税にするということにして、四分の一を取って課税をしようということを取つては筋が通らぬではないか。それからまた事業税においても、それが、事業税におきまして同じように四分の一を取つてしまつて、このことは申すまでもなく現在そのように非課税になっておる。それを取つて、今まで取らなかつたものから税金を取ろう、増税をしようということになるのであります。従つてこれは何といひましても減税々々と言つておる時

代に、逆に増税をやる、ただいま申したように、特殊な使命を持つたところの協同組合から税金を取るといふようなことは、どのような点からいふまでも筋が通らぬではないか。ぜひ今回の税法の改正にあたりまして、四分の一まで云々は今まで通り住民税におきましても、事業税におきましても非課税にするというふうなやうにお願いしたい。そうしてわれわれはやがて国税にもはつきりその原則を打ち立てていくべきである、こういうふうな考えでおる次第でございます。以上簡単に申すけれども意見を申し上げました。これはわれわれ農業の主張であると同時に、要請でもございませぬので、よろしく一つ御審議をお願い申し上げます。(拍手)

○濱田委員長 どうもありがとうございます。以上をもちまして参考人の御意見の開陳は終わりましたが、質疑の通告がありますので順次これを許します。太田一夫君。

○太田委員 最初に山本参考人にお尋ねをいたします。あなたはこのたびの改正原案に対して、原則として原案賛成、ぜひともこれを通してほしい。しかもなお四月の末になつて通らぬというのはまことに奇怪千万だというふうなお話であり、その中の非課税の整理はまことに当を得たものであるというふうな御意見を立てていらつしたのであります。あなたの御意見は、地方歳入を強固にするために増税という政策が最上のものであつて、減税というのは地方

の自治確立のために相ならない、こういうふうな御趣旨から出たように思いますが、その辺はいかがなものでございませぬか。

○山本参考人 お答えいたします。私どももいたしまして、あえて減税に反対するわけはございませんが、現在の地方財政の事情からいいたしまして、減税する余地が困難でございます。特に地方の行政水準からいいます。住民の希望に沿うところの必要な施設はする義務がございませぬ。そういう意味におきまして申し上げておるのでございまして、自治体がよくなれば住民の負担は多少でもよいという観念ではございませぬ。以上でございます。

○太田委員 そういふお考え方とすならば、道は幾多あると私は考えます。地方自治体の行政水準を上げ、あるいはまた財政を強固にするというところが目的でありますから、その目的のために幾多の方法があるわけですが、たとえば地方交付税を三〇％にして、そして交付税の配分を高めていく、こういうふうな方法、財源の再配分、調整という大問題もあるわけですが、現在出されております地方税の改正案というのは実はこそこの方法でありまして、現行の地方税体系に基づいて、その中からどうするかという、まことにいわばこそこの、応急措置というふうなものであると考えられるのであります。あなたは少なくとも肩書きに示されております通りに全国町村会会長だ。全国町村会会長となるならば、町村会という非常に大きな勢力を持つ自治団体の代表として、住民に對する思いやりと、その住民に對するサービスというものと、両面から地方

ないと思ひます。将来国と地方との税源配分を考えまして、地方の自治体が自主性を高めて立って行くという場合におきまして、あるいは専従者控除は認むべきだというときであれば、それにかかわるところの財源配分があり、住民税の形式もこれと変わって実情に合った方法に改められるという場合がありますが、あえて私は反対するものではありませんが、ただいま御発言の通り、今回の改正は国税の減税に伴うところの当面の処置でございます。従って、住民税というものを認め願っている間は、この際は専従者控除を認むべきでない。先ほど申し上げましたが、非常な影響がないとするならば別でございますが、白色申告を住民税に及ぼした場合には、全国といたしましては七十億余と同程度ですが、農村に参りますと、農業所得に対する所得課税は、数字の上からはほとんどゼロになるにひとしいと思うのでございます。私の町の農業所得の納税義務者数は、三十五年で千六百一人でございます。課税標準額は三億二千五百三十七万七千円でございます。またこの農家一戸当たりの専従者の数がどのくらいか決定しませんが、かりに三人とした場合であります。課税標準額がゼロになる。全体の住民税は三割くらいになつてしまふ。こういう急激なる財政の激減を及ぼす。しかもこれを穴埋めする処置は、国の方も予算が決定してあります。現在では、何らこれを処置することとはできないのでございます。従いまして現在の場合、どうしてもこれは減税しないという気持はございませんが、やはり住民にかかりまして共同の施設をしていくというような責任がある

の上は、私は断じて賛成はできないのでございます。先ほど税の筋を通せという御意見がございましたが、国税と地方税はおのづと違ひまして、地方税は地方自治の建前から自治体において当然きめるべきものでございまして、筋を通すということになれば国税の影響を遮断するから直ちに地方自治の財政事情もかまわずに減税するということは、筋が通らないことだ、こう考えておるわけでございます。さような意味で、農民の負担力がないに取らうというようならば負担も軽くして、しかも仕事もたぐさんやうに皆さんに喜んでいただきたい。こういうのが私どもの希望でございます。どうぞか誤解のないようにお願ひしたいと思ひます。

少の税の負担があつても、行政投資の方をむしろ好んでおるのだ、こういうようにあなたは今おっしゃつた。行政投資を増高することによつて——自治省なんかの方でもこういう考え方を持つておるのです。そういうことをやることによつてむしろ農民は利益を得るのだから、この際多少の税負担というものは、たとい能力がなくても必ずべきである。また住民税の体系というものを考えていく場合に、そういうようなものははずれていくということになれば、住民税というものの存在価値が薄れていくのだ、こういうような議論がよく出てくるのであります。そうじゃなくして、やはり今大事なことは、根本的には国と地方の税財源の再配分という問題が出てきますけれども、同時にそれだけでは所得格差是正ということとは行なわれないとわれわれは思ふのであります。やはりこれは地域経済の開発をやつていくというふうな観点に立つて考えなければならぬ問題である。この矛盾を何とか解決するためにも、そういう方法を考えられる。

はり同じ悩みでございまして、都市と農村との所得の格差がだんだんついてくる。同様に都市と町村との格差がつきまして、どういふ新しい税を作りましても、大体都市が重点になりまして、農村は自主財源が減つておる。また自治体の立場としてはどうしても自主財源ということが建前でございます。が、やはりこの格差を是正するという上には、交付税の問題とかあるいは譲与税の問題とかをいろいろあわせ考へる必要があるかと思ふわけでございます。現在の段階におきまして、交付税の問題といたしまして、そういう問題は予算もきまつておりますし、住民税を存続させるという立場に立ちましたならば、この際専従者控除というものを住民税に及ぼした場合には、住民税というものはもうほとんど存在価値がなくなつてしまふというのです。さらにまた給与所得者と事業者とのアンバランスが非常に多くなつて参ります。こういう立場で私どもは白色申告の専従者控除を住民税に及ぼすことは困るというのでございます。

申し上げておきます。○川村委員 私も関連いたしました。山本会長に一言今の点でお伺ひしておきたいと思ひますが、今度の住民税の改正で、原案は御承知の通りに国税の影響をシャット・アウトするといふ考え方に立つておりました。ところがこれはよく見ると完全にシャット・アウトはしてないわけでございます。たとえば事業税においては、やはり青色、白色、国税に見合つて専従者控除を見てあるけれども白色は見えない。先ほどからだんだん御意見がございまして、白色を見ないということは、町村の財政の立場からすると大きな影響があるというふうなことが理由だろうと思ひますが、青色を見たということについてあなたはどう考えておられますか。

○阪上委員 関連して山本さんに伺ひます。ただいまの問題ですけれども、血も涙もないという言葉で大へん激高しておられるようですが、太田さんの御質問になつた趣旨はここにあるわけなんです。地方財政の一切を税でまかなつていくという考え方は、所得格差のひどい農村がそのことだけでまかなわれるという考え方に立つておられるのでは、少し幅が狭いのじゃないかという意味のことを申されたのじゃないかと私は思ふのであります。所得格差の是正ということ、今農村にとつては大へん重要な問題だと思ふのであります。それはそれなりに、税以外に打つべき手があるのじゃないか。そこでこの際、財政事情が逼迫しておつて、義務的な支出が非常に増高してある。あるいはまた、農民にとつては多

○山本参考人 御意見の通り私どもや

○山本参考人 御意見の通り私どもや

○山本参考人 御意見の通り私どもや

○山本参考人 御意見の通り私どもや

○川村(継)委員 青色を認めてあるから、これは白色申告の立場からすると、いわゆる不均衡という言葉で指摘できる状態が出てくると思います。地方財政、市町村財政に及ぼす影響というものは大きいとおっしゃるが、これらは一応別としておきまして、このように青色申告の専従者控除を住民税に求めたならば、同様に白色も認めていくということが、やはり税のあり方としては正しいのじゃないか。それがまた住民の負担を均衡させる道ではないか、その減収になったところの措置は別にいたしまして、そういうふうなわれわれは考えるのでございませぬが、あなたはそれのようにお考えいただけないか。もっと逆に言いますと、あなたもおっしゃってられるように、白色にやらぬならば青色もやらぬでくれ、はつきりこうおっしゃれば、私も何か筋が通るのではないかと思ひますが、しかし国の減税政策その他の政策によつて青色申告の専従者を認めたのですから、やはり当然白色申告も認めてやるという考え方がいいのではないか、それだけ下の住民の負担が減る、また均衡もとれる、こう考えていきたいと思ひます。そこで市町村に財政上それだけの減収というふうな困る問題が出てくれば、それはまた別の形でそれを十分考へるという財政上のあり方がよくはないかと思ひます。ごさいいます、もう一べん御意見を聞かしていただきます。○山本参考人

○山本参考人 こともつともでございませぬ。私どももいたしましては、税制調査会での点問題になったのでありませぬが、ただいま先生がおっしゃった通り、バランスをとるためには、非常に身

勝手な考えでございませぬけれども、青色申告も及ぼさないでいただきたいというのが考へてございませぬ。しかし全部私どもの要望通りにはいきませぬので、今回の改正はやむを得ないと存する次第であります。

○川村(継)委員 関連でありまして、どうも失礼でございませぬが、もう一つ会長さんの御意見を聞いておきたいと思ひます。今のお話の中に、住民税はあまり減税政策をやらぬで、むしろそういう方法の前に税外負担を解消することが先決であるというふうな御意見を承つたのでございませぬが、これはちょっと奇異な受取り方をしたわけでありませぬ。今日われわれ国民の税負担は決して軽いものではないと見ております。御承知の通り税制調査会あたりでは、国民税負担は国税、地方税合せて二〇〇程度にしなければいかぬぞという御意見が出ておりますが、今日では二〇〇をあるにこえておる。そういうことやら、あるいは物価のいろいろの変動等によりまして、生活が案でない者も多いわけにございまして、総じて税負担は決して軽くはないと私たちは見ておるわけでありませぬ。そこでなるとは今日必要である。しかも税を軽くするというのは、持てる者に対して大きな恩恵を見るのではなくて、なるとは中小業者あるいは低所得者について減税という恩恵が及ぶように考へることが至当ではないか、そのように考へるわけにございませぬ。これはやらなければならぬ、またそれをやるべきである。ところが、そういう措置よりも税外負担をなくせというふうなことについての御意見は、ちょっと何か割

り切れないものを感じるわけにございませぬが、かりに地方の住民の役場に納めておられます目に見えない税金というものが、驚くべき額でないといひましても、公租公課等を含めてPTAの負担等を含めて膨大な税外負担にまつておるわけにございませぬ。それはそれとして別の財政措置によつて住民の税外負担を解消していくと同時に、なるたけ税負担を軽くしていくという考へ方に立つのがいいのではないかと私たちが思ふわけにございませぬ。その点についてもう一度御意見を承つておきたいと思ひます。

○山本参考人 こともつともでございませぬが、税外負担を私どもも希望して強要しているわけにございませぬが、そのゆえんはやはり町村の財政力が弱いというところでございまして、そこで町村の財政力が強化いたしました場合には、当然、こういうものは整理しなければならぬ。従ひまして、私が申し上げましたのは、税外負担を排除するように、町村の財政力を弱めるよりもむしろ強めていただきたい。かように申し上げたのでございまして、税外負担を一刻も早く打ち切りたいというのが私どもの念願でございませぬ。

○太田委員 山本委員に重ねてお尋ねをいたしますが、御趣旨のあるところはだんだんわかつたような気がするのです。根本的には現在の税制そのものに對してあなたにも非常な懐疑があるに、疑問を持つていらつしやる。なお交付税の配分の仕方についても、改善する必要とその意見をお持ちになつていらつしやる。そうして地方の貧弱町村の行政の水準を引き上げたいという非常な熱意を持つていらつしやる。こ

れはよくわかつたのです。ただその方便としまして、現在ある税制は本年度はあまり大きくならぬでほしいといふところがあなたのお気持じやないかと思ふのですが、これを活字で伝えられて参りますと、自治省が説明したたことと、あなたがおっしゃったこととがちょうど一致しますので、何だか町村と自治省がまさにびつたりというのも、まことにまつてわれわれには不思議に感じられたのです。われわれは、その中で、自治省そのものにも、またまつた御意見が出るまでには幾多の甲論乙論の過程があつてそうなつてきたということなどを仄聞いたしました。な、お政府の中にも良識的な意見もたくさんあるのだから、そういうものをこの際表面に出してほしいと思つておつたのです。しかし、大きく変更せよという御意見ならば承服できるのですが、一つ統計を御引用なさりましたね。住民税というのはだんだん減つてくるというところを、おっしゃったのです。これははたしてどの程度の統計をおとりになったのか、あなたのところの一つの特定の市町村の例をおとりになつたのではないだろうかと思ふのですが、大体において一割くらい所得割の市町村住民税というものは逐年ふえておるのです。昭和二十五年三百七十九億、二十六年三百八十六億、二十七年四百七十四億、二十八年四百五十四億とふえて参りまして、昭和三十一年度は三十年に比べて四十六億の増加による五百四十四億、三十二年度は五百六十四億、三十三年度は五百八十六億、三十四年度六百十二億と、大体において一割とい

ではどうかと思ひますが、大きっぱに一割程度ふえていくのではないかと考へてもよろしいと思はれるのです。従つて中に一度二十八年度から九年度に減つたのがありますが、この特殊な現象は別としまして、ふえておる。それからもう一つは、政府の唱へておる所得倍増の時代と今日の経済の情勢から見て参りますと、住民税が減ることはちよつと考へられぬ。減るとすればよほど特殊な例でありまして、その特殊な例に對してはまた別途補てんすべきである。この補てん説はあなたもおっしゃつた。農民白色控除によつて七、八十億円の減収になるならば、なることがちよつと痛いのだから、白色控除というのはい方がいとおっしゃつたと思ひますが、七、八十億程度のもので農民を泣かせることは、農民を事業者よりも中小企業者よりももっとみじめな立場に置かせる、本年度いささかも減税の恩典に浴さない立場に置くことはいはたらいて、私どもは農民の立場を推しはたして思うのです。ですから、その統計から見ますと、少し例示が片寄つてはいるのではないかと思ひますが、全体としては徴収税額そのものは上がつておるのですから、この際白色専従を認めて、農民の要望にこたえてやるというの、できれば、その穴埋めを政府が何か補てん方法を講ずるならばあなたもそれは賛成だと思ふのです。補てんの方法を政府が考へてくれるというのなら、その点はそういうことでもございませぬ。

○山本参考人 先生の御質問通り、私の先ほど申し上げましたのは、少し言葉が足りませぬで、私の町の住民税

でございました。全体では先生のおっしゃる通り、都市も含んでおりますから伸びておりますが、ただ町村の立場に立ちまして、私の町は大体町村では一番大きい部類に属しまして、しかも商工業者もございまして、それでかまうに減っているわけでございまして、従って国全体ではそういうことでございまして、もう少し、かりに白色申告を及ぼした場合も七十億かそこらでございませぬけれども、そのしわ寄せはやはり町村へ極度に及ぶということでございまして、これに対して合理的な補てんの措置があればどうかというお話でございまして、私も、やはり住民税と固定資産税とが町村の二つの大きな有力財源の柱でございまして、現在の住民税方式をとってみるならば、これを極度に減額、ほとんどゼロにひとしいという事は、自主財源が減ってしまう。かりに交付税で見ても、いたしまして、その七割だけしか見ていただけないのでございまして、非常に弾力性のない財政になるという点を心配しているわけでございまして。

○太田委員 森川委員にお尋ねをいたしますが、非常によい御意見を拝聴いたしました。われわれとしては一勇気が出たわけですが、実はこの委員会の中にも税制審議の小委員会を作りまして、三党から委員を出して、ほとんど審議は終わつたのでありますが、その中におきましても非常に強く言われた意見が、ちやうと森川参考人のおっしゃつたこととよく似た御意見でありまして、われわれもその裏づけを得まして、非常に勇気を得たのであります。特に農協あるいは漁協、生協という非営利の法人につきましては、住民

税、事業税の非課税特権を剝脱するということが、これまたあまりにも画一的な考え方で、御都合主義的な考え方で、都合のいいところは国税の例を引き、都合の悪いところは負担分任の原則を引いて、自治省は八面六臂の防戦をされたが、そろそろ自治省もこの数日のうちに何か考え方がかわるのではないかと、この見方もあるわけでありまして、そのうち非営利の特殊法人の非課税の特典を取りのけたという事は、私も全く間違いだと思つております。

そこでこれは特に政府側にある意見なんです。積立金が二分の一になろうが、四分の一になろうが、何かその利益を得る限りは、これは課税されても文句はないのだという意見があるのです。農協というものはやはり何か営利的な事業をも行なっているのだから、課税されるのもそんなに無理ではない。こういうような意見があったのですが、利益のあることをしている限りは住民税も事業税も持つべきだ、こういう意見に対して、あなたは是非課税であるべきだという論点からどうお考えになりますか。

一そう健全にし、かつ強化するという建前から、そういうような内部留保を強制的に法律できめてやらして、そういうことからの割合を十分果たせようというところへ留保するというのは根本的に違ふ。従つて当然非課税であるべきだというふうにわれわれは主張しております。もしもそれがそういうことで税金を取らなければならないというのであるならば、協同組合の原則は、御承知のように全部剰余があれば戻すという事でありますから、全部われわれは戻す。そうすれば税はとれぬでしよう。ところが今言つたように税がかかるという事は、そういうような経営の健全化、強化のために利益でなくしてそれを積み立てるということであるから、利益でないというふうにお考えをしております。

○太田委員 森川さんに重ねてお尋ねいたしますが、全くそういうふうにお尋ねされるわけですが、あつせん物資に三割のマージンをとつておればやはりこれは商行為ではないかという意見もあつて、これに対してはどうお考えですか。

○森川参考人 協同組合はそういう非営利団体でありまして、また使用した金には金利も払わなければなりません。それから運賃もかかるというふうな、経営がかかりますからして、そういうふうなものには実費で、もうけるのじやありません。必要な経費はその中からいたす。これは言葉をかえて申し上げますれば、全部そういうものは農民から負担金で取るといふこともいいと思ひますけれども、しかしそういうことは一々経済行為をやつておるのであるからして、実費という意味において必要な経費をとる。しかし、年度末におきましてなお必要以上に剰余が出るといふことになりまして、それは全部組合員に戻すということが建前になっております。

○太田委員 その建前でできておる法人ですから、課税するということは全く無理だと思つたわけですが、特に農民の立場からあなたが非常に強くおっしゃつていらつしたのですが、差し引き増税になるとおっしゃつたように聞いたので、私は農民がこのたの地方税の改正によつて減税というふうな恩恵に浴する者がないような気がいたします。増税プラス増税はイコール大増税ということでありまして、固定資産税の評価がえよるところの農地の増税、それから先ほどおっしゃつたと思ひますが、ガソリン税の値上げによる耕耘機を使う諸経費の増大、こういう点から考えまして、いささかも減税がないものだとわれわれは思つていますが、差し引き何か減税があつたようにおっしゃつたのでございませぬ。これは間違ひだつたのでございませぬ。

ち得るものだ、こういうお考えだと思ひます。もつともそれは今度の憲法上の建前からいいたしても、地方税法そのものだけではいけないのでありまして、必ず県の条例、市町村条例を合わせ制定しなければこれを取るわけには相ならないのは自明のことでありまして、しかし地方自治団体が、私のところではこういう事情があるからこういうものも作りまして、むやみに法定外の税金を立てられても困るのであります。そのために幾多の法体系があるわけですが、従つて私は、筋を通すということとは、地方自治の原則もさることながら、どの土地に任んでも、同じように日本国民として日本の働者、商売する人、いろいろな事業を行なう人として同じような、大体よく似た立場、条件で暮らすことができる、相なるべくならばこういうふうになつた方が理想的だと思つております。そこでそのために交付税制度もできておるわけでありまして、だから条例こそが一切だ、条例こそが筋だというお考えではないかと思つておりますが、その点はいかがでございませぬか。

○山本参考人 先生の御説の通りでございまして、やはり条例の上に地方税法がございまして、法律が優先でございまして、むしろ地方自治体といたしましても国の重要方針には従うべきものであります。ただ自治体でありますから、ゆえに、何でもかんでも国に右へならえということでは、あまりにも地方自治を軽視したことはないか、かように考へております。先生のおっしゃる通りであります。

○濱田委員長 二宮君。

○二宮委員 先ほどから公述者が申さ

れましたように、もう予算が通ったことでもあり、早くその裏づけになる法律を通して、地方自治体はほんとうは困っておるのだ、こういう置かれておる立場はよくわかるのであります。しかしもう少しやわらかくお考えください、とにかく法律を作るのは今から国会の方で作るので、それからその法律によっての予算、その他また今後において予算追加等も考えられますので、先ほどの言葉のしりをとらえるようで恐縮ですが、固定したものの考え方で、もうやむを得ないのだ、こういうことではなくて、この委員会は、小委員会を通りまして、各党派の問題は別にして、やはり地方財政というものをりっぱにしていくという方向に考えていかなければならぬ立場にあるのだというように考えておるわけでありまして、そこで私もまた、参考人が国会には行きたくない、こういうことになっては大へんでありますので、参考にしていろいろお聞きしておきたいと思っております、前質問者の問題にも重複いたしますけれども、今からほんとうに地方財政をよくするための法律もできるのだというところについての御信頼もいただきたいし、そういう点については与党の自民党の皆さん方も多分御協力いただけるだろうと私は考えておるわけでありまして、ただ問題は、小委員会などで議論をいたしました市町村の段階で白色を認めなくて、県の方の事業税では白色の控除を認める、こういう状態に置かれたときに、一番困るのは市町村長さんであろうと考えるわけでありまして、そこで国税とも遮断をしたのだと

いうけれども、実は事業税の方は遮断をしてない、県の方はとっている、市町村の税金だけが遮断されている。こういう立場に置かれたときに、現場の行政をやっていらっしゃる山本さんとして、町議会の中で非常に苦しい立場に立つのではないだろうか、こういうふうな考えを、実はこの前から小委員会でも、そういうことをやるなら県並びに市町村を通してすっきりした方がよいのではないか、これはいたずらに市町村長を窮地に追い込むことになるのではないかと主張して参ったのでございませうけれども、その点はどうでありませうか。

○山本参考人 私どももいたしまして、先ほど申しましたが、住民税に専従者控除を及ぼして、しかも地方自治の当面の運営に支障がないというところであれば、今もあえて反対するわけではございませぬが、あまりに町村に影響が多いわけでありまして、なるほど国会におきまして法律を慎重に御検討いただくというところは当然でございまして、昨年の八月以来、これははなはだ勝手なことを申し上げて恐縮でありまして、税制調査会におきましていろいろ実情を申し上げ、その後ずっと予算編成前に国会等にも陳情し、あるいは政府に陳情して、もう半年以上も申し上げることは申し上げて参ったのでありまして、なるほど御議論の余地はあろうと存じますが、現在の段階では、私も、この税法を早く決定していただきたいというのが町村長の立場に立った表情でございまして、なるほど議会へ参りまして、税金も安くならない、しかし仕事は従来以上やると

ことであればよろしゅうございませうが、税金は安くならなければならないことなか仕事はできないというようなことでは、やはり議会があまり認められないう、こう思われるわけはございませぬ。大筋において、私どもは住民負担を軽減するということには基本的に賛成でございませぬが、現在の財政事情上ほんとうにやむを得ないことと考えておるわけはございませぬ。

○二宮委員 私どもは、政治というものはやはり地域住民に、地方民に対して進めていかなければならない、こういうように考えるわけはございませぬ。従って、全国町村会長という立場に立つての山本さんの御発言というものは、微妙な問題があろうと思っておりますけれども、個人山本という立場に立ちますと、やはり目の前にはっきり町村民というものを控えて、そうして中央に対してすっきりした姿で要望しなければならぬという立場にあるというように思っております。そういう点の苦しい立場もよくわかりますし、とらなればよくわかりませぬけれども、やはり私も一番心配しておるのは、先ほど申し上げましたように、地方議会の中で町村民さんが一番苦しい立場に立つた場合、はなからうか、そういうことをやっておるわけはございませぬ。

もう一つお聞きしておきたい問題は、市町村民税の中の軽自動車に関する増税の問題なんです。これはあなたのとられる立場というものを抜きにして、逆に市町村の人の立場、納める方の立場に立つてお考え下さって、ほとんど庶民の機動的な足になっておると

思われるようなほんとうの小型の軽自動車に対して、この際一番高いのは千五百円からあるいは五百円というような増税をやっておるわけなんでありませぬが、これらに対してどのようにお考えになりますか。

○山本参考人 町村では、軽自動車もそうたくさんはございませぬが、まあこれも減税を、同様の言葉でございませぬが、することというものは基本的に、これは御承知の通り、ちやうど自転車税が廃止になりましたときに市町村へ委譲になった税金でございまして、私の町では三十五年度では約八十八万ほどでございませぬ。財源としては少しでございませぬが、やはり主要な財源でございませぬので、そう減税ということも現在におきましてはあまり歓迎しないというふうなことでございませぬ。

○二宮委員 いや、私の申し上げているのは、ざっくりばらんに申し上げて、大体現状維持でやっていけないかという事です。無理にこれほどたくさん増税をやらなければならぬものかどうか、そのやられた場合に、町村民の受ける気持というものが、現場の町長さんからお聞きしたいのが本心なんです。

○濱田委員長 ちょっと申し上げますが、今度の原案では、軽自動車について非常に増税になっております。そういう意味でお聞きになっておるわけはございませぬ。

○山本参考人 はなはだ私勉強が足りませぬですが、税の負担の均衡上増税になったと思うのでございませぬが、どうも申しわけないと思っておりますが、さようお願いしたいと思います。

○濱田委員長 本日の議事はこの程度でとどめます。

参考人の方々は、長時間にわたりました貴重な御意見を述べていただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して私から厚くお礼申し上げます。(拍手)

次会は明二十一日開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

〔参照〕
後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案(内閣提出第一三三七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕